

## 国費外国人留学生の資格外活動についてのガイドライン

鳥取大学国際交流センター

国費外国人留学生（以下「国費留学生」という。）は日本政府から学修及び生活のために給与の支給を受けていることから、国費留学生が資格外活動許可を得て報酬を伴うアルバイトを行う場合は、学修に支障が生じない範囲で、本学所定の手続きを経て行っていただくこととします。

### 1. 国費留学生として望ましい資格外活動

- (1) 自らの学修や研究活動に資する業務
- (2) 公的機関の依頼に応じて行われる業務
- (3) 地域社会との交流や地域貢献に資する業務
- (4) 日本と諸外国の国際交流・友好親善に資する業務
- (5) 日本語能力向上や日本社会の理解促進に資する業務
- (6) インターンシップなど将来の日本への就職に資する業務

### 2. 資格外活動許可の申請に関する手続き

資格外活動許可は出入国在留管理庁が行うものですが、それに際して本学においても以下の手続きを行うこととします。

#### (1) 事前申請

国費留学生は指導教員に資格外活動の承認を得た上で、住民票のある都道府県の出入国在留管理庁に資格外活動許可の申請を行う。

#### (2) 資格外活動許可取得の報告

出入国在留管理庁に資格外活動許可を申請し、許可を得た国費留学生は、パスポート及び在留カードを学生部国際交流課に持参し、許可を得た旨の報告を行う。

#### (3) 勤務先の届出

資格外活動許可を得て勤務する会社等が決まった国費留学生は、資格外活動届を学生部国際交流課に提出する。勤務先を変更又は追加する場合もその都度、資格外活動届を学生部国際交流課に提出する。

### 3. 注意事項

- (1) 資格外活動許可は出入国在留管理庁が行うものであり、申請を行っても許可されないケースがあります。いかなる場合においても、資格外活動許可を得る前に報酬を伴う活動に従事することはできません。
- (2) 活動できる時間は1週間につき28時間(長期休業期間にあつては1日につき8時間)

までです。

- (3) 休学期間中にアルバイトはできません。
- (4) 風俗営業、風俗関連営業を行っている店でのアルバイトはできません。
- (5) 報酬を受けないインターンシップについては、資格外活動許可を得る必要はありません。
- (6) 研究生期間はアルバイトはできません。

<参考>

- ・ 資格外活動許可申請（出入国在留管理庁）  
<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-8.html>
- ・ 「留学」の在留資格に係る資格外活動許可について（出入国在留管理庁）  
[https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07\\_00003.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00003.html)

年 月 日

国際交流センター長 殿

国費外国人留学生の資格外活動届

今回行う資格外活動の内容は以下のとおりです。(①～⑥のうち該当するものに○印)

- ① 自らの学修や研究活動に資する業務
- ② 公的機関の依頼に応じて行われる業務
- ③ 地域社会との交流や地域貢献に資する業務
- ④ 日本と諸外国の国際交流・友好親善に資する業務
- ⑤ 日本語能力向上や日本社会の理解促進に資する業務
- ⑥ インターンシップなど将来の日本への就職に資する業務

確認した□にチェックを付して提出してください。

- 資格外活動許可証の写しを添付して本届を提出します。
- 学業・研究を最優先に取り組み、アルバイトがそれらに支障をきたした場合は学業等に専念します。
- 上記の項目を確認した上で資格外活動を行います。

氏 名	
学部／研究科	
学籍番号	
国籍・地域	
予定する資格外活動の概要（勤務先名称（店舗・支社名）、業務内容等）	
予定する資格外活動の 1週間あたりの合計勤務時間数	時間
1週間あたりの学修時間数 (授業・研究時間数)	時間

上記の内容について了承いたしました。

指導教員（署名） \_\_\_\_\_